

# 11月9日～15日 秋の全国火災予防運動



11月9日から15日にかけて「忘れてない?サイフにスマホに火の確認」を防火標語に秋の全国火災予防運動が行われます。これからの時季は、空気が乾燥し、家庭では暖房器具を使用する機会が多くなります。次のポイントを確認し、火の取り扱いには十分注意しましょう。

## ■住宅火災の主な出火原因と防 ぐポイント

### ①ストーブ

寒い時期に活躍するストーブですが、適切に使用しないと火災を引き起こしてしまいます。「就寝時や外出時は必ずストーブを消す」「洗濯物を乾かしたり調理をしたり、暖房以外の目的で使用しない」「必ず消してから給油する」などがストーブによる火災を防ぐポイントです。

また、ストーブの近くに置いてあったスプレー缶が高温になり破裂し、漏れ出たガスに着火するといった火災もありますので注意が必要です。

### ②たばこ

「火種の落下」「寝たばこ」「火種の残ったたばこを吸い殻でいっばいの灰皿に捨てる」などでたばこによる火災は起こります。対策として「火種を落とさない」「吸い殻を灰皿にためない」などを徹底しましょう。

また、たばこの着火物で多いものが布団類です。寝たばこをしないことはもちろんですが、防災品のシーツや布団カバーを使用するとより安心です。

### ③こんろ

こんろによる火災の一例として、揚げ物を調理する際、火を点けたままその場を離れてしまい、油が過熱され発火することがあります。また、最近では火を使わないIHクッキングヒーターを利用する家庭も増えてきました。電気での安全のように思われるかもしれませんが、専用の鍋を使わなかったり、少量の油で揚げ物を調理したりと、不適切な使用により火災になることもあります。防ぐポイントは「調理中にこんろを離れない」「防炎のエプロンやアームカバーを使用する」などです。

### ④電気コードなど

電気コードなどによる火災は火の気が無い場所から出火するため注意が必要です。「コンセントにほごりがたまらないよう

に定期的に掃除する」「たこ足配線はやめる」などを徹底しましょう。

■山田消防署から住宅用火災警報器の設置と消火器についてお知らせ

◎住宅用火災警報器を設置しましょう

全国では住宅用火災警報器を設置したことにより、火災に至らなかつたり、被害を軽減できたりした事例が数多くあります。まだ、設置していない人は設置をお願いします。

なお、住宅用火災警報器は、設置をした際に消防署への届け出が必要になります。設置した人、設置したが届出を提出していない人は届出をお願いします。また、警報器は古くなると火災を感じなくなることがあります。取り替えの目安は10年です。各ご家庭での点検・交換をお願いします。

### ◎消火器の使用期限

ご家庭にある消火器の使用期限は切れていませんか? いざという時のために定期的な点検をお願いします。

なお、消防署では住宅用火災警報器と消火器の販売は行っていません。悪質な訪問販売などにはご注意ください。

◆問い合わせ 山田消防署予防

係(☎82-33139)へどうぞ。